

## ○鹿児島県地方警察職員の自己啓発等休業 に関する訓令 (平成20.5.2 鹿児島県警察本部訓令9)

(趣旨)

**第1条** この訓令は、鹿児島県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成20年鹿児島県条例第6号）の規定に基づく、鹿児島県地方警察職員（以下「職員」という。）の自己啓発等休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の承認等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認等)

**第2条** 職員は、自己啓発等休業の承認又はその期間の延長を申請しようとするときは、自己啓発等休業承認申請書（別記様式）を自己啓発等休業を始めようとする日又は自己啓発等休業の期間を延長しようとする日の1月前までに警察本部長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、警察本部長がその事由を確認する必要があると認めて指示したときは、当該職員は、証明書類を提出しなければならない。

(職務復帰)

**第3条** 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(辞令交付)

**第4条** 自己啓発等休業を承認する場合、自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合及び自己啓発等休業をしている職員を職務に復帰させる場合は、別に定めるところにより、辞令を交付するものとする。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から適用する。

